

令和5年3月28日

保護者の皆様

船橋市立海神中学校  
校長 渡邊 環

## 4月からの学校生活におけるマスクの扱いについて

日頃より本校の教育活動にご理解ご協力ありがとうございます。  
さて、船橋市教育委員会より4月からの学校生活におけるマスクの扱いについて以下の通り通知がありましたのでお知らせします。

### 【令和5年4月1日からのマスク着用の考え方】

- 学校教育活動の実施に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。  
(生徒、教職員、来校者)
- ただし、マスクの着用が推奨される以下の場面においては、着用を推奨する。
  - ・登下校時(通勤ラッシュ時)に混雑した電車やバスを利用する場合
  - ・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合
- また、基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する者に対して、マスクを外すことを強いることのないようにする。

### 【その他確認事項】

- 1 登校時の健康観察(カード等による確認)は対応を継続する。
- 2 同居家族の体調不良時の対応について変更する。変更は以下の2点。

### 【変更点1】

変更前の対応:生徒、同居家族に発熱等の風邪症状があり場合は、登校を控える。  
変更後の対応:生徒に発熱等の風邪症状がある場合は、登校を控える。

### 【変更点2】

変更前の対応:登校した生徒が発熱、風邪症状、体調不良等で早退する場合、兄弟姉妹がいる場合は本人同様、早退となる。

変更後の対応:登校した児童生徒が発熱、風邪症状、体調不良で早退する場合、兄弟姉妹は元気で体調に問題がなければ、早退しなくてよい。

ただし、生徒の出欠席等の取扱いについての変更はありません。本人は元気だが、同居の家族が発熱「風邪症状」「体調不良」のため、生徒を自宅で休ませたいと連絡をいただいた場合には、今までとおおり「出席停止」にします。